

著作物制作委託契約書

_____(以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)とは、
以下のとおり甲が行う事業における動画 の制作業務委託 に関し、以下のとおり契約
(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(制作委託)

甲は乙に対し、甲の事業における動画の制作を委託し、乙はこれを受託した。

第2条 (委託の条件)

乙は、前条の委託業務を遂行するにあたり、以下の各項を履行・遵守するものとする。

1 企画意図の尊重・品質管理

本作品の企画意図を尊重し、本作品の制作過程において、甲が適宜与える指示に従うものとし、甲が求めた場合は、随時その成果物のチェックに応じること。

2 スケジュールの遵守・報告義務

本契約上定められた制作スケジュール・納期を遵守すること。また、本作品の制作の進行状況、その他制作に関連する諸事項を遅滞なく甲に報告し、制作スケジュール・納期を遵守できないおそれがある場合は速やかに甲に報告し、甲の指示を仰ぐこと。

3 再委託の禁止

事前に甲の承諾を得ることなく、本作品の制作業務の一部または全部を第三者に委託することはできない。

4 その他の制作条件

別途甲乙間で合意した制作条件を遵守すること

第3条(納入)

- 1 乙は甲に対し、甲が定めた方法により、甲乙合意のもと定めた日時までに甲が定めた場所に納入する。
- 2 甲に納入された成果物の所有権及び棄権は、納入時に甲に移転するものとする。
- 3 納入された収録媒体に瑕疵が発見された場合には、乙は、甲の選択に従い、速やかに、瑕疵のないものとの交換、瑕疵の修補、または瑕疵の程度に応じた代金の減額に応じるものとする。
- 4 甲は、納入を受けた後5日以内に成果物を検査し、納入された成果物の収録媒体に瑕疵を発見した場合には、直ちに乙に通知する。

- 5 前項の期間中に甲から乙に通知がなされないときは、前条所定の検査に合格したものとする。
- 6 第4項の期間中に直ちに発見し得ない瑕疵についても、乙による納入後2ヶ月を経過した場合は、甲は乙に対し、瑕疵を理由とする請求をなし得ないものとする。

第4条(権利の帰属)

- 1 本契約書に基づき乙が甲のために制作した成果物(以下「本件成果物」という)の権利は甲に帰属し、かつ本件成果物にかかる資料の使用、収益および複製に関する権利は甲に帰属する。
- 2 納入された成果物に含まれるプログラム及びデータベースの著作権は、甲に帰属する。
- 3 納入された成果物に含まれるデータそのものの利用権は、甲に帰属するものとする。
- 4 その他納入された成果物のうち、乙が本作品のために新たに制作したものの著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、本件成果物およびこれにかかる資料に関する一切の情報を第三者に開示し、もしくはコピーを作成し、これを第三者に使用させてはならない。
- 6 本件成果物をポートフォリオとして使用したい場合は、甲に確認の連絡を必ず行い、認められた場合のみ使用できるものとする。

第5条(著作者人格権の不行使)

乙は、納入された成果物について、甲に対し、著作者人格権を行使しない。

第6条(保証)

- 1 乙は、納入された成果物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

第7条(対価と支払い方法)

- 1 乙は、一ヶ月内に遂行した本件業務の対価(以下「業務委託料」という)に関する請求書を、甲による事前の承諾を得たうえで、当該月末締めにて発行する。
- 2 甲は、当該月の業務委託料を、前項の請求書に従って、翌月末日迄に乙の指定する金融機関口座へ振込にて支払うものとする。なお、支払日が金融機関の休業日に該当する場合には、金融機関の直前の営業日までに支払うものとする。
- 3 前項の振込に伴って発生する振込手数料は、甲の負担とする。

第8条(対価の改定)

対価は、物価の変動、経済情勢の変化等により、甲乙協議のうえ、契約の内容を変更することにより、改訂できるものとする。

第9条(解除)

甲及び乙は、それぞれ、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1)本契約に定める支払いを怠ったとき
- (2)手形もしくは小切手の不渡りを生じ、又は銀行取引停止処分を受けたとき
- (3)差押、仮差押、仮処分等の強制執行の申立、抵当権等の担保権実行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4)民事再生、会社更生、特別清算の手続の開始もしくは破産の申立を自ら行い、又は第三者から申立てられたとき
- (5)第6条に規定する表明保証違反が判明し、又は、確約事項に違反したとき
- (6)第11条の機密保持契約に違反したとき
- (7)本契約及び本契約に付随した契約等(個別契約を含む)の条項に違反したとき

第10条(契約終了後の措置)

何らかの事由により、第1条の委託制作業務が完了しないまま本契約が終了した場合であっても、第1条の委託制作業務の成果と認められる中間成果物その他の成果物が存する場合において、甲が請求した場合は、乙は、当該成果物を甲に引渡さなければならぬものとする。この場合、甲は、当該部分を評価した上、これに対する相当な報酬額を支払うものとし、当該報酬支払時において、当該成果物の所有権、著作権、その他当該成果物利用のため必要な一切の権利は全て甲に移転するものとする。

第11条(秘密保持)

甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。

第12条(契約内容の変更)

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り効力を生じない。

第13条(損害賠償)

甲及び乙は、それぞれ、相手方の責めに帰すべき事由に基づく本契約又は個別契約の不履行により損害を被ったときは、相手方に対し、その賠償を請求することができる。

第14条(免責)

火災、風水害、地震その他の天災、交通機関のストライキ等乙の責めによらない事由により、本件業務が遅滞および停止した場合には、乙はその責めに任じないものとする。

第 15 条(合意管轄)

本契約、個別契約又は本件業務に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

以上

年 月 日

甲 住 所 〒

連絡先

氏 名

印

乙 住 所 〒

連絡先

氏 名

印